

医療的ケアを必要とする子どもへの支援における特別支援学校等での 看護師のあり方についての提言

はじめに

近年の病気や障害のある子どもの在宅療養への移行の増加とともに、地域における医療へのニーズは高まるばかりであり、医療的ケアを必要とする子どもの場合も体制を整え、早急に保護者の負担軽減と子どもの社会化に向けた方策が必要である。そのような中、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成 24 年 4 月から一定の条件のもとに介護職員等による医療的ケアの実施ができる制度が開始された。特別支援学校では、先に、「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」が出され、一定の条件下で教諭と看護師との連携のもとで医療的ケアが行われており、子どもや保護者にとっても、教諭にとっても安全・安心が得られ、看護師配置の意義が認められている。今回、新制度を開始するにあたり平成 23 年 12 月に文部科学省から出された「特別支援学校における医療的ケアへの今後の対応について」の内容を受け、医療的ケアを必要とする子ども達の安全を確保するために必要となる特別支援学校等での看護師のあり方について示す。

1. 特別支援学校等における「指導看護師」

文部科学省から出された平成 23 年度の文書では、これまで通り、特別支援学校では基本的には看護師を配置した上で、教員が第 3 号研修を受けて医療的ケアを実施することになっている。その際、看護師が都道府県より「指導看護師」として指名されて学校で実地研修を担当することが考えられる。日本小児看護学会では、児童生徒 5 名に対して 1 名以上の看護師（人工呼吸器を使用している子どもがいる学校では 1 名の加配）、20 名につき正規雇用の看護師 1 名以上を雇用し、医療的ケアを必要とする子どもが少ない学校は複数校を合わせて 20 名あたり正規雇用の看護師 1 名が巡回するよう政策提言しており（平成 23 年 1 月 HP 掲載）、今回の実地研修を担う指導看護師は、正規雇用看護師であることが望まれる。医療機関から異動してきた看護師は技術に精通していても必ずしも特別支援学校の場合や児童生徒の特性を考慮した方法や内容、教諭への指導技術を習得しているとは限らず、法的にも責任ある役割を、継続的に果たすためには正規雇用看護師であることが必要である。また、小中学校等では、医療的ケアを必要とする子どもの人数がわずかであり、非常勤看護師や介護職員等が医療的ケアを実施したとしても指導看護師の巡回を受けることにより質を担保しやすい。

さらに、医療的ケアを必要とする子どもの数が多い都道府県等では、指導看護師自身の質を一定に保つため、指導看護師の中で他の指導看護師の相談等に対応できるマネジメント機能を果たす経験豊かな指導看護師を、自治体単位で（教育委員会内、もしくは主要な特別支援学校内に指導看護師兼務で 1～2 名）置くことが望まれる。その他、指導看護師や看護師相互が意見交換できる研修の機会やネットワークを持つことが大切である。

2. 特別支援学校等における看護系大学等の協力

前述のマネジメント機能を果たす指導看護師は、特別支援学校に勤務する看護師の中に必ずしも該当者がいるわけではない現状がある。特別支援学校における看護師支援の一つとして、平成 23 年度文部科学省からの文書中には「看護系大学や関係団体等においては、特別支援学校で働く看護師を支えるため、医療的ケアに関する専門的な情報を広く提供することが期待される」とある。看護系大学の教員に具体的に期待されていることとしては、1)特別支援学校に勤務する看護師の研修や意見交換の場への参画、2)特別支援学校における基本研修の場の提供や講師の派遣等の協力、3)都道府県等が実施する指導看護師等のための指導者講習への協力、4)マネジメント機能を果たす指導看護師との協働、などが考えられる。

3. 医療機関との連携と緊急時対応システム

医療的ケアを必要とする子どもは呼吸器系の感染症に罹患しやすい上、生理学的にも急変しやすく、入退院を繰り返しやすいかたり、成長とともに医療的ケアの変更が必要となったり、就学や行事毎に医療機関に相談することも多い。また、本学会における調査では、特別支援学校に勤務する看護師の約4割が緊急事態に遭遇した経験があると答えている。平成23年度文部科学省からの文書では、特定行為の実施にあたり計画書や個別マニュアル作成、学校医、指導医の指導を求めることや報告のための記録を整備することなどが謳われている。看護師は保護者・学校医・指導医等とも密接に連携して情報交換し、学校として、定期的なミーティングやヒヤリ・ハット事例の蓄積・分析など、緊急事態を予防する取り組み（特別支援学校看護師のためのガイドライン改訂版；日本小児看護学会編 p.21～p.28）を進めることが重要である。また、医療的ケアが必要な児童生徒の個別の相談などについては、保護者等の了解のもと、看護師が学校と主治医等との橋渡しとなる役割が期待される。

特別支援学校等においても、緊急事態が起こる可能性があり、その場合は救急搬送が原則であり、事前に緊急時の受け入れを主治医等の所属する医療機関と調整しておくことなど、緊急時の対応システムの構築が求められる。

平成24年5月

日本小児看護学会
理事長 及川 郁子